

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	エネルギー・食料品価格等物価高騰対応生活応援給付事業	①食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の暮らしを支援し、地域における消費を喚起するため、市内の店舗で使用できる商品券「三次藩札」を市民1人当たり1万1千円相当配布する。 ②補助金、事務費 ③支給額:47,286人×11千円=520,146千円(世帯数は23,014世帯) 事務費:29,264千円 ・印刷製本費 528千円 ・通信運搬費 2,585千円 ・業務委託料 26,151千円 ※うち480,000千円に交付金を充当 ※一般財源69,410千円 ④基準日(令和8年1月1日)において、本市の住民基本台帳に記載されている市民	R8.1	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者・高齢者訪問支援事業等物価高騰対策支援事業(障害サービス事業所等分)	①基準日(7月1日)に存する障害者に訪問支援を行う対象民間事業所が、面積が全国1,741自治体中72番目(広島県内で3番目)と広い本市において、長距離移動を頻回に実施している実情にかんがみ、燃料の価格高騰を主要因として補助。ただし令和7年中に廃業していない事業所とする。 ②補助金 ③訪問系サービス(16事業所):1所につき20万円 ※うち3,100千円に交付金を充当 ※一般財源100千円 ④障害福祉サービス事業所	R7.9	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者・高齢者訪問支援事業等物価高騰対策支援事業(介護サービス事業所等分)	①基準日(7月1日)に存する介護保険法に基づく訪問支援等を行う対象民間事業所が、面積が全国1,741自治体中72番目(広島県内で3番目)と広い本市において、長距離移動を頻回に実施している実情にかんがみ、燃料の価格高騰を主要因として補助。ただし令和7年中に廃業していない事業所とする。 ②補助金 ③居住系等サービス(訪問介護をするところ:9事業所):1所につき20万円 訪問系サービス(55事業所):1所につき20万円 ※うち12,600千円に交付金を充当 ※一般財源200千円 ④高齢者福祉サービス事業所	R7.9	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	ひとり親世帯生活応援金事業(物価高騰対応臨時事業)	①物価高騰の影響下にある児童扶養手当を受給するひとり親世帯等に対して、給付金を支給する。 ②給付金、事務費 ③給付金 11,300千円(565人×20千円) 事務費 1,350千円 ・システム改修費1,200千円 ・消耗品費20千円 ・郵送料80千円 ・振込手数料50千円 ※うち11,817千円に交付金を充当 ※一般財源 833千円 ④令和7年8月児童扶養手当受給者 ・公的年金を受給していることにより、令和7年8月分の児童扶養手当を受給していないひとり親 ※上記のいずれも令和7年8月1日に三次市に住民登録がある者	R7.9	R7.11
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食食材費支援事業	①物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するため、小中学校における学校給食費の食材費値上がり相当額(1食あたり10円)について支援を行う。 ②補助金 ③10円×3,275人(R7.5.1児童生徒数)×136日(2.3学期)=4,454千円 ※うち4,000千円に交付金を充当 ※一般財源454千円 ※教職員分を含まない ④小中学校に子供を通わせる保護者	R7.8	R8.3
6	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(障害サービス事業所分)	①物価高騰の影響を受けている障害サービス事業所等に対し、燃料費、光熱水費、食料材料費の高騰分として、訪問系、通所系、入所・居住系などの区分に応じた一律の定額補助を行う。 ②補助金 ③(基本額)19,730千円(84事業所) ・施設系サービス(3事業所) 定員が60人以上の事業所・施設47万円(2事業所) 定員が59人以下の事業所・施設37万円(1事業所) ・居住系等サービス(20事業所) 定員が30人以上の事業所・施設37万円(0事業所) 定員が29人以下の事業所・施設27万円(20事業所) ・通所系サービス(46事業所) 定員が30人以上の事業所・施設27万円(4事業所) 定員が29人以下の事業所・施設22万円(42事業所) ・訪問系サービス(15事業所)1所につき18万円 ※うち19,730千円に交付金を充当 ④障害福祉サービス事業所	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策支援事業 (介護サービス事業所分)	①物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所等に対し、燃料費、光熱水費、食材料費の高騰分として、訪問系、通所系、入所・居住系などの区分に応じた一律の定額補助を行う。 ②補助金 ③(基本額)37,730千円(149事業所) ・施設系サービス(18事業所) 定員が60人以上の事業所・施設47万円(9事業所) 定員が59人以下の事業所・施設37万円(9事業所) ・居住系等サービス(46事業所) 定員が30人以上の事業所・施設37万円(7事業所) 定員が29人以下の事業所・施設27万円(39事業所) ・通所系サービス(30事業所) 定員が30人以上の事業所・施設27万円(11事業所) 定員が29人以下の事業所・施設22万円(19事業所) ・訪問系サービス1所につき18万円(55事業所) ※介護予防支援事業所は居宅介護支援事業所との併設の場合は補助対象外 ※うち37,730千円に交付金を充当 ④高齢者福祉サービス事業所	R8.1	R8.3
8	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育施設等物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響を受けている保育施設・幼稚園に対し、入所児童数に応じた定額補助を行う。 ②補助金 ③【補助金額】 ・300千円×3施設 ・200千円×3施設 ・100千円×5施設 ・50千円×1施設 【補助基準】 ※入所児童数に応じて補助金額を積算 (個人事業主は一律50千円) 2人以下:50千円 3人以上20人以下:100千円 21人以上60人以下:200千円 61人以上:300千円 ※うち1,875千円に交付金を充当 ※県費補助金充当見込額175千円 ④保育施設及び幼稚園(公立を除く)	R8.1	R8.3
9	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食食材費支援事業 (令和8年度実施分)	①学校給食における食材費の高騰分を小中学生の保護者の負担額に転嫁することのないよう、学校給食における食材費支援を行う。 ②補助金 ③40円×3,247人×200日=25,976千円 ※児童2,153+生徒1,094=3,247人(12/1調査) ※教職員分を含まない ※うち25,976千円に交付金を充当 ④小中学校に子供を通わせる保護者	R8.1	R8.3
10	④消費下支え等を通じた生活者支援	プレミアム付商品券(三次藩札)発行事業	①物価高騰等に直面する生活者を支援するとともに、市内消費を喚起するため、プレミアム付商品券「三次藩札」発行事業に対して補助する。 ②補助金 ③補助金 ・プレミアム付商品券分1,000円×50,000冊 ・事務費分(三次商工会議所補助金)5,000千円 ※うち55,000千円に交付金を充当 ④市民、事業者	R8.1	R8.3
11	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	中小企業者経営・雇用維持支援事業	①物価高騰に加え、最低賃金が過去最大の引き上げ幅となり、中小企業が人件費の原資の確保に苦悩している状況を鑑み、従業員を雇用している場合には支援金を加算することで、事業者等の負担軽減及び事業の継続を支援する。 ②補助金、事務費 ③【支援金額】173,040千円 ・雇用0人事業所 900件×基礎額 50千円 ・雇用1~20人事業所 880件×平均単価 83千円 ・雇用21人以上事業所 220件×基礎額 250千円 【事務費】5,446千円 ・人件費(会計年度任用職員) 624千円 ・印刷製本費 220千円 ・通信運搬費 220千円 ・手数料 100千円 ・委託料 4,282千円 ※うち120,188千円に交付金を充当 ※一般財源58,298千円 ④市内に本社、本店を有する事業者、年金収入を除く収入のうち主たる収入が事業収入であってその前年の収入が120万円以上である者	R8.1	R8.3